

# 1の1マルシェ 出店要項

2020年9月1日版

野々市市観光物産協会

## 1 開催趣旨

「にぎわいの里ののいち カミーノ」は、これまでの中央公民館・野々市公民館機能に、市民協働のまちづくりを進める拠点となる市民活動センター機能を加えた複合施設（公共棟）と、市物産品の販売や観光PR拠点となる商業施設（民間棟）の機能をあわせ持ち、多くのヒト・モノの交流によるにぎわい創出が期待される施設として、2019年4月に誕生しました。

にぎわい創出の取り組みのひとつとして、月1回程度、芝生広場を中心に1の1マルシェ（以下「本イベント」といいます）を開催しています。おいしい屋台、クラフトや雑貨、コンサートなど素敵なお店やイベントが盛りだくさんです。近隣の方々、買い出しに来られるご家族、車で遠方から来られる方まで、多くのお客様が本イベントでのお買い物、雰囲気を楽しんでいらっしゃいます。

## 2 概要

- 【開催日】 : 月1回程度
- 【開催場所】 : にぎわいの里ののいち カミーノ  
〒921-8815 石川県野々市市本町2-1-20
- 【ブース数】 : 10~20 ブース
- 【出店料】 : 各1の1マルシェの出店募集要項に定める。
- 【設備使用料】 : 各1の1マルシェの出店募集要項に定める。

## 3 主催

本イベントの主催は、野々市市観光物産協会（以下「協会」といいます）です。

本イベントに関する問い合わせ・受付は下記連絡先までお問い合わせください。

### 【協会事務局】

電話：076-248-7332 FAX：076-248-7316

E-mail：kanko@city.nonoichi.ishikawa.jp

## 4 本要項の履行

出店者は「1の1マルシェ出店要項（以下「本要項」といいます）を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと事務局が判断した場合、事務局はその時期を問わず出店申込の拒否、出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去、変更を出店者に命じることが出来るものとします。また、出店者から支払われた出店料は、いかなる理由があっても返金いたしません。出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去、変更によって生じた出店者および関係者の損害も補填いたしません。

## 5 出店申し込み

本イベントへの出店申し込みは、規定の申込用紙にてお申し込みください。  
お申込み多数の場合には、協会側で選定させていただきます。

住所や電話番号など、申込用紙の記載内容に変更があった場合、ただちに協会まで御連絡をお願いいたします。

## 6 出店場所

出店場所（以下「ブース」といいます）は、事務局が区割りし選定した上で決定いたします。ただし、本イベント及び本イベントにおけるイベントや、当日の円滑な運営のため予告なくブースの変更をお願いする場合があります。

出店者は決められたブース以外での営業・展示を行うことは出来ません。空き箱や荷物を預かることの出来る場所はありません。荷物はブース内に納めて下さい。

出店位置につきましては、事務局より当日までにご連絡いたします。

## 7 衛生管理について

### (1) 加工食品について

加工食品は、個包装してあり、商品表示基準のラベルが貼付されているもののみ販売できます。要冷蔵の商品は冷蔵庫などを使い、衛生管理に十分注意をお願いいたします。

※賞味期限・消費期限は賞味期限・消費期限は開催日前までに確認し、必ず守ってください。

### (2) 移動販売車について

販売には食品営業許可が必要です。

### (3) 試食について

食品・まな板・包丁などの器具に関しては、アルコールを使用するなど、衛生管理の徹底をお願いします。

### (4) 食中毒など発生時の責任について

万が一食中毒などが発生した場合、事務局は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

### (5) 電源使用について

電源を利用される場合は、お申し込みの時点で必ずご記入ください。使用する機器、消費電力をお伺いいたします。

### (6) ごみについて

来場者用のごみ箱を準備し、ごみは全てお持ち帰りください。

### (7) 火気について

火気を使用する場合は、消火器を準備してください。出店 15 分前に消防署による点検があります。

## 8 トラブルなど

お客様との取引上発生する問題に対しては、出店者の責任において解決していただくことが原則です。誠意ある対応をお願いいたします。モラルに反した対応に対しては、協会が介入することがあります。なお、盗難などの被害があった場合、不審者や不審物を見かけた場合などは、速やかに協会にお知らせください。

※現金、貴重品のお取り扱いにはご注意ください。

## 9 禁止行為

法令や、マナーに反する全ての行為は禁止です。また、会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。特に、以下①から⑤にあげるとは特に注意してください。

- ①集会・演説・勧誘などの行為。
- ②喫煙場所以外での喫煙。
- ③違法、危険な薬物、危険物、大量の可燃物（マッチ等）の持込。
- ④持ち込んだ物やごみを持ち帰らず放置する行為。（来客用のごみ箱も準備してください。）
- ⑤協会でご案内している立ち入り禁止区域に立ち入る、荷物を置くなどの行為。

## 10 出店の禁止

お客様や他の出店者に迷惑が及ぶような行為があった場合、あるいは本要項や協会の指示に従わないなどの行為があった場合は、即時退場とし、その場合の出店料は返金いたしません。また、以後の出店をお断りさせていただきます。お客様や他の出店者からクレームが多く寄せられる方は、出店をお断りする場合があります。

## 11 搬入・搬出について

移動販売車の場合、搬入・搬出時間待ちの周辺道路への駐停車、指定された時間・方法以外での搬入・搬出は厳禁です。

テント区画の場合、指定の場所からの持ち込みで搬入をお願いいたします。また、搬入・搬出時に発生した事故については当事者間で解決するものとします。

車を駐車スペースに置いたまま、荷物の開梱・梱包等をすることを禁じます。

搬入・搬出時間は本イベント開催当日の都合や天候によって変更になる場合がありますので、協会の指示に従い安全にかつ、速やかに行ってください。搬出は遅延のないよう余裕をもって作業してください。

搬出作業が遅い、指定された時間内に搬入・搬出ができない、協会の指示に従わない、危険な運転をするなど、円滑で安全な運営に支障があると協会が判

断した場合、その時期や時間に関らず、協会は移動を命じることができます。  
その場合によって生じた出店者及びその関係者の損害も補償しません。

## 1 2 駐車

車両は指定の駐車場に駐車してください。

## 1 3 出店者による備品や器物の破損

出店者及びその従業員の不注意や過失によって会場内のテーブル・椅子の備品や器物などを変形、破損させてしまった場合は、速やかに協会へお届けください。

## 1 4 出店者による人に対する傷害

出店者は、出店者及びその従業員の不注意などによって会場内で生じた人に対する傷害などに対する損害について、ただちにこれを賠償するものとします。

## 1 5 損害賠償の免責

協会は、本イベント開催中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負いません。各自保険にご加入ください。

## 1 6 キャンセルに関して

出店をキャンセルする場合は、本イベント開催日の1週間前までにお知らせください。それ以降のキャンセルに関しましては、キャンセル料を徴収させていただきます。

キャンセルの理由がどんな場合でも、必ずご連絡をお願いいたします。

本イベントが開催されたにもかかわらず、出店者独自の判断で出店しなかった場合は、キャンセル扱いとなります。開催日の1週間前までにご連絡をいただいた場合には、キャンセル料は発生しません。

協会の判断による中止の際についても、キャンセル料はいただきません。

### ■キャンセルの場合の連絡先

#### 【協会事務局】

電話：076-248-7332 FAX：076-248-7316

E-mail：kanko@city.nonoichi.ishikawa.jp

出店者が出店をキャンセルした時、事務局よりご請求書をお送りいたします。

キャンセル料の振込手数料は出店者負担になります。なお、キャンセル料のお振込が無い場合、以後の出店をお断りさせていただく場合があります。

## 17 その他

本要項は予告なく変更される場合があります。ご不明点は協会までお問い合わせください。

### 【Website】

野々市市観光物産協会HP <http://www.nonoichi-kanko.jp>

野々市市観光物産協会Instaglam <https://www.instagram.com/nono1kanko/>

### 【主催・運営】

野々市市観光物産協会

(2020/9/1 施行)